

「高校生等向けIT・AI活用プログラム運営事業 業務受託候補者募集要項」等に対する質問回答

NO	質問項目	質問	回答
1	募集要項 4条(2)についての質問	<p>応募資格(2)に「仙台市内で起業支援業務を行っている者又は行う予定である者」と記載ございますが、「行う予定である者」の範囲はどこまで認められますでしょうか？ (例：応募時点で仙台市内で支援業務を行っていないものの、将来的に拠点をつくり支援事業を開始することを目指している場合、予定者となり得ますでしょうか？)</p>	<p>「行う予定である者」の範囲は明確に定めておりませんが、募集要項4条(2)に記載のとおり、「東北エリアや国内外の起業家・企業支援団体、大学等との人的ネットワークを持っていること」を要件としております。 例示いただきました「応募時点で仙台市内で支援業務を行っていないものの、将来的に拠点をつくり支援事業を開始することを目指している場合」につきましても、上記要件を満たしているかが判断基準となります。</p>
2	仕様書 3条(1)②についての質問	<p>基礎演習・ワークショップの開催回数について、仕様書では「複数回」とのみ記載されていますが、想定されている最低回数・目安回数はございますか？</p>	<p>2回以上かつ、仕様書上の業務内容の遂行及び目標値の達成に必要と考える回数をご検討いただければと存じます。</p>